

2026 年 遺伝子分析科学認定士 **初級更新** 申請の手引き

登録更新は、5 年ごとの有効期間の最終年に行われる。遺伝子分析科学認定士の更新希望者は下記の要項にしたがって更新手続きを行う。

1. 更新対象者

2026 年に認定証の認定期間が終了する者。

(1) 2021 年 11 月の認定者（登録番号 MA- 1404～1566）。

(2) 2021 年 11 月の更新者（2011 年、2016 年合格者）（登録番号 MA- 329～398、685～826）および、猶予を認められ、その後更新した者。

なお、一級試験受験を希望する者は、一級試験の受験申請をすることで更新申請も兼ねる。

2. 更新受験資格

遺伝子分析科学認定士更新申請の資格審査基準として、認定期間中の 5 年間(2021 年 11 月 1 日～2026 年 10 月 31 日)に、表 1 に基づいて 50 単位以上（すべて分子生物学関連のもの）を取得している者。

表 1 単位換算表 「遺伝子分析科学認定士（初級）更新」

（遺伝子分析科学認定士資格認定試験細則第 5 条）

単位の対象	単位数	様式No.
1) 論文、著書	20（筆頭）、10（共著）	2-1
2) 学会*3 発表、講演等	15（筆頭）、10（共同）	2-1
3) 学会*3、講習会、研修会等参加	10（全国）、5（地方）	2-2、2-3
4) 学術セミナー参加*4	5	2-4
5) 学会主催の教育活動*5	10（全国）、5（地方）	2-5
6) 学校の教育活動	10（1 科目）	2-5
7) 一級指定研修受講	20（1 回のみ）	

*1 ～ *5 は表 2 に例示。

【単位申請の注意事項】

- ① 1) ～6) の内容は、すべて分子生物学関連のものに限る（表 2 参照）。
- ② 1) 論文、著書は一編ごとに、2) 学会発表、講演等は 1 題ごとに算定できる。
- ③ 3) 学会、講習会、研修会、4) 学術セミナー参加は会ごとに算定できる。
 - ・学会の発表と参加は同時に申請できない。
 - ・地方講習会、研修会、学術セミナーの参加は年間 10 単位を限度とする。
 - ・研修会には学会中に行われる技術セミナーで参加証明が可能なものも含む。
（例：日本医療検査科学会の遺伝子プロテオミクス技術セミナーなど）
- ④ 6) 学校の教育活動は分子生物学関連科目*1 と実習を対象とする（表 2 参照）。
- ⑤ 分子生物学関連科目*1 は、指定テキスト「遺伝子検査技術」改訂第 3 版の内容に準じたもので以下の表 2 の例が当てはまる。これ以外の場合は資格審査会議で個々に審議し可否を決定する。
- ⑥ 7) 一級指定研修受講は単位が不足している場合、加算ができる。
- ⑦ 7) は受験前の 1 回のみ算定とする。

表 2 分子生物学関連の科目*1、学部・学科*2、学会*3、学術セミナー*4、学会主催の教育活動*5の例

科目*1	分子生物学、遺伝子検査学、細胞遺伝学、人類遺伝学、微生物学、生化学、免疫学、血液学、生理学、病理学、解剖学、動物細胞工学、生物科学など、とこれらの実習。
学部・学科*2	医学部、歯学部、薬学部、保健学部、獣医学部、水産学部、農学部、生命科学部、工学部、理学・理工学部などのバイオ関連学科(生物学科、応用生物学科、分子生物学科)など。
学会*3	日本遺伝性腫瘍学会 生物試料分析科学会 染色体学会 日本医学検査学会 日本遺伝カウンセリング学会 日本遺伝子診療学会 日本遺伝子治療学会 日本ウイルス学会 日本エイズ学会 日本栄養・食糧学会 日本化学療法学会 日本環境変異原学会 日本感染症学会 日本癌学会 日本血液学会 日本血栓止血学会 日本健康科学学会 日本検査血液学会 日本細菌学会 日本サイトメトリー学会 日本細胞生物学会 日本産婦人科学会 日本耳鼻咽喉科学会 日本獣医学会 日本小児遺伝学会 日本静脈経腸栄養学会 日本神経感染症学会 日本人類遺伝学会 日本生化学会 日本先天異常学会 日本先天代謝異常学会 日本染色体遺伝子検査学会 日本組織適合性学会 日本畜産学会 日本 DNA 多型学会 日本電気泳動学会 日本糖尿病学会 日本動脈硬化学会 日本皮膚科学会 日本肥満学会 日本病理学会 日本プロテオーム学会 日本分子生物学会 日本法医学会 日本マス・スクリーニング学会 日本薬学会 日本薬理学会 日本臨床化学学会 日本臨床検査医学会 日本臨床検査学教育学会 日本医療検査科学会 日本臨床細胞学会 日本臨床腫瘍学会 日本臨床分子医学会 日本臨床微生物学会 日本臨床薬理学会 その他
学術セミナー*4	・上記学会が主催する学術セミナー、研究会など ・上記学会以外の学術セミナー、研究会など LAMP 研究会、PCR 感染症検査研究会、アークレイ遺伝子アカデミー、ロシュ RDKK 遺伝子セミナー、日本臨床衛生検査技師会の主催する遺伝子関連のセミナーなど
学会主催の教育活動*5	日本臨床検査同学院または関連団体における教育活動

*3 のその他は、資格審査会議で個々に審議し可否を決定する。

3. 試験方法と出題基準

- (1) 試験委員会が行う更新試験（e - ラーニング方式）を受験する。試験は日本臨床検査同学院（以下「当法人」という。）ホームページの「初級更新受験開始」から、ID とパスワードでログインし、試験問題 10 問全てに正解すると合格となる。
- (2) 出題基準は初級試験に準ずる。

4. 合格者の決定

合格者は、試験委員会で決定される。合格は、受験者に個別に通知する。

5. 指定研修の日程および会場

単位が不足している者は一級指定研修を受講することで 20 単位取得できる。

- (1) 日 程： 一級指定研修 2026 年 6 月 20 日（土） 予定
- (2) 会 場： 都内の予定

※ 日程・会場は変更となる可能性がある。

6. 1 次受付

更新受験資格を満たす希望者は、ホームページより 1 次受付期間中に受付を行う。

受付期間：2026 年 1 月 15 日（木）～ 1 月 31 日（土）（厳守）

【1 次受付時の注意事項】

- (1) 受験可能の連絡を受けた者のみ願書を含む書類（以下、申請書類）を提出する。
- (2) 受験可能の連絡を受けた後、指定期間内に書類を提出しない場合、1 次受付の結果は無効となる。

7. 受験申請書類の作成および提出期間

1 次受付後、受験可能の連絡を受けた者は、期間内に申請書類を提出する。

提出期間：2026 年 3 月 10 日（火）～ 3 月 23 日（月）（消印有効）

(1) 申請書類

	様式No.
1) 願 書	1-4
2) 申請書提出用封筒ラベル（様式Noなし）	
3) 論文・著書、学会・講演申告書	2-1
4) 学会参加申告書	2-2
5) 講習会・研修会参加申告書	2-3
6) 学術セミナー参加申告書	2-4
7) 教育活動申告書	2-5
8) 申告証明書用台紙	2-6
9) 単位申請・チェックシート	2-7
10) 初級遺伝子分析科学認定士認定証（和文）コピー	「受験料支払い、 申請書類について」
11) 一級指定研修修了証のコピー（過去 5 年以内）	
12) 返信用封筒 1 枚 110 円切手添付	

(2) 作成上の注意事項

- ① 3) ～7) は必要な書類を印刷する。申請する事項がない書類は提出しなくてよい。更新に必要な 50 単位を満たせばそれ以上の記載は不要。
 - ② 添付する業績は年代の古い順に揃え、申請書類の「貼付資料の通し番号」と同じ番号を付す。
 - ③ 学会参加証、出席証明書等は様式 2-6 に貼付し、申請書類と同じ整理番号を付す。
 - ④ 証明書類は以下の通り。いずれもコピーで可。
 - ⑤ 記載内容に不備や不明な点がある場合は、資格審査会議から改めて説明を求めることがある。
- ※申請書類は返却しない。上記注意事項を確認の上、指定の期日までに「日本臨床検査同学院 試験係」へ送付する。

種 別	詳 細	提出方法
1) 論文、著書	別刷りまたはタイトルや申請者名の分かる頁	添付同封
2) 学会等発表	抄録またはタイトルや申請者名の分かる頁	添付同封
3) 学会等参加	参加証、出席証明書（日臨技生涯教育研修記録可） 企業関係者は学会当日の領収書（日付記載）でも可	申告証明書用台紙 （様式 2-6）に貼付
4) 学術セミナー	参加証明書 【例 1】 LAMP 研究会：各自で研究会事務局にメールし証明書発行を依頼する。 【例 2】 PCR 感染症検査研究会：領収証が参加証明証となる。	申告証明書用台紙 （様式 2-6）に貼付
5) 一級指定研修	更新年以前に受講した場合、修了証のコピー	添付同封

8. 受験料

- (1) 受験料 11,000 円（税込）とする。
- (2) 支払期限は申請書類の提出期間と同様である。
- (3) 審査の結果、更新受験資格が満たされなかった場合、受験料は返金する。それ以外は一度納入した受験料は返金しない。

9. 更新試験の実施期間

試験は 2026 年 6 月 1 日（月）～8 月 31 日（月） の期間中に合格すること。期間中、試験は合格するまで何度でも実施可能であり、結果は、合格した時点で画面に表示される。

10. 認定登録

試験に合格し、試験委員会で承認された者に対して当法人が認定を行う。認定証発行手数料 3,300 円（税込）納付後、当法人より認定証を発行する。

11. 一級試験受験

初級更新試験に合格していれば、認定期間中いつでも一級試験を受験できる。

12. 変更届

氏名、現住所、勤務先、メールアドレスに変更が生じた場合は必ず[変更届をホームページから](#)提出する。

13. 資格更新の猶予

正当な理由がある場合は資格の更新を猶予できる。審査により原則 1 年を限度として更新の猶予期間を与える。猶予を希望する者は猶予申請を行う。猶予申請書の提出期間は更新の書類提出期間と同一とする。猶予期間中は遺伝子分析科学認定士の称号を使用できない。また、次の更新時期は通常に更新した場合と同一とする（猶予により認定期間が延長されることはない）。

【理由と証明書類】

理 由	証明書
長期療養（休業を伴うもの）	医師の診断書
海外出張または在留	勤務先施設長・派遣団体責任者の証明書
育児休暇、介護休暇	勤務先施設長の証明書
長期離職（進学を含む）	原因の主たる事業者の証明書
不測の事故・事象	証明する書類

長期療養・海外在留の期間は原則 6 ヶ月以上、育児休暇・介護休暇・長期離職の期間は原則 1 年以上の場合に猶予申請できる。

表記以外の事由の申請については資格審査委員会で検討し、試験委員会で承認する。

14. 個人情報の保護について

申請された内容は当法人において管理し目的外には使用しない。ただし、合格者の氏名、勤務先都道府県名は許諾を得て当法人の機関誌「通信」にて公表する。